

## 食卓ネット 規約

本規約は、株式会社エバービジョン（以下「運営会社」といいます。）が運営する、インターネットまたはファックスを利用した食材等飲食業関連情報及び食関連情報の提供サービスである「食卓ネット」（以下「本サービス」といいます。）を利用するにあたって、その入会方法本サービスの利用方法及び条件について定めるものです。

### 第1章 総則

#### 第1条 定義

1. 「会員」とは、本規約を承認した上、本規約および運営会社所定の手続に従い、会員登録を完了した者をいいます。
2. 「商品提供会社」とは、本サービスを通じて、契約者に対して、本サービスに係る商品を提供する会社として運営会社と提携した会社の総称をいいます。
3. 「サービス提供会社」とは、本サービスを通じて、契約者に対して、販売・物流・情報提供・運営支援・代金決済その他のサービスを提供する会社として運営会社と提携した会社の総称をいいます。
4. 「代金決済会社」とは、提携会社で、契約者の与信管理・契約者への売掛金管理・売掛金請求・代金回収及び回収代行を行うクレジットカード会社等の決済会社の総称をいいます。
5. 「商品」とは、商品提供会社が、本サービスを通じて、契約者に販売する、食材、備品、機器等飲食業に関連する商品をいいます。
6. 「カタログ」とは、個々の商品提供会社およびサービス提供会社がその時々において提供し得る商品およびサービスについての以下の2種類の説明書、目録等を指します。
  - ① 電子カタログ： 本サービスに関するウェブサイト(EXPO.syokutaku.jp)（以下「本ウェブサイト」といいます。）に掲載されている情報
  - ② 配布用カタログ：本サービスに関して有償または無償で契約者に配布される書面
7. 「商品代金等」とは、契約者が、本サービスを利用し、商品提供会社から商品を購入したことにより契約者に発生する、商品代金、送料その他の諸費用、および消費税をいいます。
8. 「サービス料金等」とは、契約者が本サービスを利用し、サービス提供会社からサービスを受けたことにより契約者に発生する、サービス料金、諸費用、および消費税をいいます。
9. 「提携会社」とは、商品提供会社、サービス提供会社、代金決済会社、契約者登録申込取次会社および商品の物流を取り扱う会社その他の本サービスに関して運営会社と提携する会社の総称をいいます。

#### 第2条 本規約の範囲及び変更

1. 本規約は、本サービスの利用に関し、契約者に適用されるものとし、契約者は本サービスを利用するにあたり、本規約を誠実に遵守するものとします。
2. 本規約に加えて、本サービスのうち、契約者に対する個々の商品販売またはサービス提供について適用される「ご利用案内」または「ご利用上の注意」等取引条件（以下「取引条件等」といいます。）が定められることがあります。運営会社は、取引条件等を、本ウェブサイトまたはカタログにおける掲載その他運営会社が適当と判断する方法によって契約者に告知します。取引条件等は、本規約の一部を構成するものとし、本規約と取引条件等が異なる場合には、取引条件等が優先するものとします。
3. 運営会社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、本ウェブサイトまたはカタログへの掲載その他運営会社が適当と判断する方法で契約者に告知することにより、本規約を変更できるものとします。当該変更は、本規約で別途定める場合を除き、当該告知の時に、全ての契約者に対してその効力が生じるものとし、それ以降の本サービスの利用には、変更後の本規約が適用されます。

### 第3条 本サービスの利用

1. 契約者は、下記の本サービスの種類によっては、インターネットを通じてのみ提供受けることができるものがあることを、あらかじめ了承します。
  - (1) カタログの提供
  - (2) 商品提供会社またはサービス提供会社からのカタログに掲載の商品およびサービスの提供（なお、カタログに掲載されている商品またはサービスの中には、商品提供会社またはサービス提供会社への直接の発注に限らせて頂くものがあります。）
  - (3) 本ウェブサイトにおけるサービス提供会社によるサービスの提供
2. 運営会社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、隨時、商品提供会社およびサービス提供会社の更新、変更、商品およびサービスの内容ならびに提供条件の更新、変更、カタログの内容の変更、その他本サービスの内容の一部もしくは全部を更新、追加、中止、または変更することができるものとします。なお、当該更新等により、契約者または第三者に不利益または損害が発生したとしても、運営会社は、理由の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。
3. 本サービスは、運営会社が別途定める方法により契約者が指定した契約者IDおよびパスワードまたは暗証番号等（以下総称して「認識方法」といいます。）と本サービス利用時の認識方法が一致した場合に限り、利用できます。
4. 本サービスの利用に必要となる通信用の機器およびインターネットサービスプロバイダーとの契約などは、契約者が自ら用意するものとします。

### 第2章 契約者

#### 第4条 入会申込手続

1. 本サービスへの入会希望者は、下記の手続その他運営会社が定める手続に従って、入会申込みを行うものとします。
  - (1) 「EPARK」に予め入会し、本サービス利用申込を行うこと。
  - (2) 本規約の内容を理解し、当該内容に拘束されることを承諾したうえで、運営会社が本サービスのサービス開始申請入会申込画面において別途指定する方法または運営会社が指定する書類による申込書の提出の方法により、入会の申込サービス開始の申請を行うこと。
  - (3) 運営会社が定める決済方法により商品代金、サービス料金等を支払うための約定を行うこと。
  - (4) 住所、氏名、年齢、電話番号、電子メールアドレス、事業内容、お届け先住所その他契約者登録のために必要なものとして、運営会社が本サービスの入会申込画面または書類による入会申込書において定める必要事項を全て運営会社に届け出ること。
2. 前項に従った入会申込の効力は、当該申込情報または申込書が運営会社に到達した時に生じるものとします。

#### 第5条 契約者登録手続

1. 運営会社は、前条に従った入会希望者の入会申込手続き終了後、所定の基準によりその入会を承認した方を契約者として登録することとし、認識方法その他所定の契約者情報を登録し、この登録をもって、契約者登録が完了し、入会希望者は契約者となります（以下「契約者登録」といいます。）。運営会社は、契約者登録を完了した旨を入会希望者に契約者登録書を郵送することによって通知するものとします。
2. 運営会社は、下記の事由があると判断する場合、入会希望者の入会申込を承認しない場合があります。
  - (1) 入会希望者が第8条第1項の何れかの事由に該当する場合
  - (2) 入会希望者がすでに契約者になっている場合
  - (3) 入会希望者が日本国外に居住する場合、またはその主たる営業所もしくは契約者登録の際のお届先住所が国外にある場合
  - (4) 入会希望者が代金決済会社の契約者でない場合
  - (5) 過去に本規約違反等の理由で契約者登録の抹消等の処分を受けていることが判明した場合
  - (6) 入会希望者の申込内容に虚偽の事項が含まれている場合
  - (7) その他入会を承認することが不適当である場合

3. 契約者登録の有効期限は1ヵ年とします。
4. 契約者登録の有効期限が到来する時は、所定の基準により引き続き契約者適格を認められた場合、有効期限は1ヵ年更新され、以後も同様となります。ただし、当該期限到来時の14日前までに、契約者による更新拒絶の意思表示が運営会社に到着した場合には、この限りではありません。

## 第6条 届出事項の変更等

1. 契約者は、入会申込の際およびその後、本サービス利用について運営会社に届出た事項（以下「届出事項等」といいます。）が真正なものであることを保証します。また、届出事項等に変更が生じた場合には、運営会社が別途指示する方法により、遅滞なく運営会社に届け出るものとします。
2. 契約者が前項の届出を怠った場合に、運営会社からの通知または商品もしくはサービスの提供が遅延または不到達となつても、通常到達すべきときに到達したと見なされ、運営会社、商品提供会社またはサービス提供会社は当該遅滞または不到達につき一切責任を負わないこととします。

## 第7条 退会

1. 契約者が本サービスについて退会を希望する場合には、運営会社の定める方法により退会の届出を行ふものとします。運営会社は、当該届出を受けて当該契約者の登録抹消を行うものとし、当該登録抹消手続の完了時点で、契約者は契約者資格を喪失するものとします。
2. 契約者が死亡または解散した場合、運営会社は、第1項の規定にもかかわらず、その時点で、契約者が退会したものとみなし、本サービス契約者の登録を抹消いたします。

## 第8条 契約者登録の抹消および本サービスの利用停止

1. 運営会社は、契約者が以下の各号のいずれかひとつに該当する場合、契約者に何ら事前の通知および催告をすることなく契約者登録を抹消することができるものとし、その効力は、運営会社による当該契約者登録抹消手続が完了した時点をもって生じるものとします。
  - (1) 契約者が過去に本規約違反をしたことなどにより契約者登録の抹消などの処分を受けていることが判明した場合
  - (2) 契約者が第5条第2項に定める事由（入会申込不承認事由）のいずれかに該当することが判明した場合
  - (3) 契約者が商品提供会社またはサービス提供会社に対する商品代金等の一部でも、その支払期限までに支払わなかつた場合
  - (4) 契約者が自ら振出し、引き受け、または保証した手形・小切手につき、不渡りとなった場合

(5) 契約者について、差押・仮差押・仮処分・強制執行・競売・租税公課の滞納処分の申立てがなされ、または特別清算手続・破産手続・民事再生手続・会社更生手続その他類似する手続の開始の申立がなされた場合

(6) 契約者の財産状態が悪化し、またはその恐れがあり、引き続き契約者として認めることが相当でないと運営会社が判断した場合

(7) 契約者が第9条第1項（誓約事項）の何れかの事項を遵守しなかった場合

(8) 契約者が本規約のいずれかの条項に違反した場合

(9) 相当の通信手段を尽くしても契約者との連絡がとれない場合

(10) 契約者が第7条に基づき退会の手続を取った場合

2. 契約者登録を抹消された場合において、当該契約者が本サービスにおける飲食業向サービスを通じて契約者登録抹消以前に発注した商品またはサービスの提供に基づいて発生した当該契約者の商品提供会社またはサービス提供会社に対する債務について、契約者は、期限の利益を喪失し、当該債務を全て履行するものとします。

3. 運営会社は、第30条第1項に定める事由に加えて、以下の何れかの事由が発生した場合、契約者の事前の承諾を得ることなく、本サービスの一部または全部を一時中断または停止することがあります。

(1) 契約者において、本条第1項の各号に定める契約者登録抹消事由のいずれかに該当し、または当該抹消事由を将来構成するおそれのある事由が発生し、それらが継続している場合

(2) 法令上、本サービスの利用の停止が要求され、または許容されている場合

4. 運営会社は、前項に基づく本サービスの一時中断、停止の発生により、契約者または第三者に不利益または損害が生じたとしても、そのいかなる不利益または損害について、理由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

## 第9条 誓約事項

1. 契約者は、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 本サービスの運営を妨げる等その他当該運営に支障をきたすおそれのある行為

(2) 本サービスおよび認識方法を不正の目的をもって利用ないし使用する行為

(3) 他の契約者、商品提供会社、サービス提供会社、運営会社または第三者に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為

(4) 本サービスに含まれる情報に関する、他の契約者、商品提供会社、サービス提供会社、運営会社または第三者の著作権、商標権、プライバシーその他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

(5) 本サービスの契約者として有する権利について第三者への譲渡、貸与、担保の設定等あらゆる処分

(6) 公序良俗に反する行為その他法令に違反する行為、またはそれらのおそれのある行為

(7) その他、運営会社が不適当と判断する行為

2. 契約者は、入会申込およびその他の情報を運営会社に伝送するにあたって、運営会社の定める手順・セキュリティ手段を遵守するものとします。この遵守を怠った場合、運営会社は、その結果について一切の責任を負担しません。

#### 第 10 条 著作権その他の知的財産権

1. 契約者は、本ウェブサイト、カタログおよびこれらに含まれる著作物について、運営会社または著作物提供者である商品提供会社およびサービス提供会社が著作権その他の知的財産権を保有することを確認し、その権利者の許諾を得ない限り、本サービスを通じて提供されるいかなる情報に關しても、契約者個人の私的複製等著作権法上許容される範囲以外の使用をしないものとします。

2. 契約者は、前項の規定に違反して運営会社その他著作物提供者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為を行った場合、運営会社その他著作物提供者に対し、損害賠償する責任を負います。

3. 契約者は、第1項の規定に違反して、他の契約者または第三者との間で著作権その他の知的財産権に関する紛争が生じた場合、自己の責任と費用により紛争を解決する責任を負い、運営会社その他著作物提供者に何らの迷惑または損害を与えないようするものとします。

#### 第 11 条 認識方法の管理

1. 契約者は、認識方法の管理責任を負うものとします。

2. 契約者は、認識方法を第三者に開示してはならず、また第三者に譲渡、貸与、担保提供等いかなる処分もしてはならないものとします。

3. 契約者は、認識方法の管理不十分、盗用、使用上の過誤、第三者の使用などに起因する損害につき、自ら責任を負うものとします。認識方法が予め契約者から届出られたものと一致することを運営会社が確認した取引については、運営会社の責に帰すべき事由が存しない限り、契約者は、運営会社が識別方法により契約者の意思表示であるものと認識した内容により法的義務を負うものとします。

4. 契約者は、認識方法が盗まれたり、第三者によって使用されていることを知った場合には、直ちに運営会社にその旨を連絡するものとします。

#### 第 12 条 契約者情報の取扱

「EXP0」への入会手続および、本サービスの利用申込手続を通じて、運営会社が知り得た契約者の情報について、運営会社は、以下の各号に該当する場合を除き、第三者に開示または提供しないものとします。ただし、運営会社は、商品提供会社およびサービス提供会社に対しては、契約者に対する商品およびサービスの提供に関する情報その他の契約者情報を必要に応じて開示することができるものとします。

- (1) 契約者がその情報の開示に同意している場合
- (2) 法令上、または裁判所、行政機関その他政府当局により開示が求められた場合
- (3) 運営会社が契約者による本サービスの利用動向を把握する目的で収集した情報を統計的に分析あるいは加工し、個々の契約者情報として特定できない形式で第三者に提供する場合、または運営会社が当該契約者情報を自ら本サービスの運営以外の目的で使用する場合
- (4) その他、運営会社が本サービスの運営または契約者登録等の管理に必要と判断した場合

### 第3章 商品の購入

#### 第13条 商品の購入

1. 契約者は、本規約、商品提供会社のカタログ、その他本ウェブサイトにおいて定められるところに従い、本サービスを利用して商品を購入することができます。
2. 商品購入に係る契約は、商品提供会社を売主とし、契約者を買主として、商品提供会社と契約者間で成立するものとします。

#### 第14条 商品の発注方法および売買契約の成立等

1. 契約者は、商品の購入を希望する場合、本ウェブサイト、電子カタログおよび配布用カタログにおいて指定される方法に従って、商品を発注するものとします。当該発注は、運営会社が当該方法に従って契約者から送信された発注情報を受信した時点において、その効力が生じるものとします。
2. 契約者が商品を購入する場合には、本ウェブサイトならびに当該商品に係る電子カタログおよび配布用カタログにおいて定められる取引条件等が適用される場合があること、および当該取引条件等を十分に確認したうえで、商品の発注を行うものとします。
3. 契約者は、本ウェブサイト、電子カタログまたは配布用カタログにおいて各商品につき指定された発注締め切り時間（以下「指定締め時間」といいます。）までに、希望の商品の発注を行うものとします。なお、指定締め時間をすぎた発注は、翌日の発注扱いとします。
4. 契約者は、運営会社が注文を受け、受注確認情報を契約者に発信する等受注処理を確定したときをもって商品提供会社との売買契約が成立することを予め承諾するものとします。但し、運営会社が特に必要と認める商品については、別途運営会社が定めた方法・手続に従うものとします。

5. 前項の規定に関らず、本サービスの利用に関して不正行為または不適当な行為が行われた場合、本規約第8条第1項もしくは第3項各号に該当する事由があった場合、または商品が契約者登録によって登録されたお届け先住所（以下「登録届け先住所」といいます。）の不在等の理由でお届けできず、お届けにあがった日から3日が経過し、連絡がない場合、運営会社は商品提供会社を代理して売買契約を取消もしくは解除、その他適切な措置を取ることができるものとします。

#### 第15条 商品のお届け

1. 契約者は、本ウェブサイト、電子カタログまたは配布用カタログにおいて、各商品について指定されたお届け時間帯のうちひとつを指定するものとします。
2. 提携会社は本ウェブサイト、電子カタログまたは配布用カタログに記載されたリードタイムに従い、登録届け先住所に商品をお届けします。
3. 前項のお届けに関し、ご発注時のご発注内容や、所定項目に不備もしくは誤記があり、運営会社で通常の受注処理ができない場合、または交通事情等運送上の理由その他事情により納期ないし配達時間が変更されることがあります。
4. 商品の配送は、本ウェブサイト、電子カタログまたは配布用カタログで指定する地域内に限ります。

#### 第16条 商品提供会社からの商品の引渡し

商品の登録お届け先住所への配送し、運営会社所定の方法で契約者が受領確認を行うことをもって、商品の引渡しは完了するものとします。

#### 第17条 送料等

運営会社は、配送地域、商品の種類、数量等その他取引条件によって、発注金額及び送料について価格の増減を行うことができます。この場合、運営会社は本ウェブサイト、電子カタログまたは配布用カタログに取引条件等として掲載することにより契約者に対し事前に告知するものとします。

#### 第18条 商品代金等のお支払い

1. 契約者は、商品代金等を、商品提供会社または代金決済会社からの請求に基づき、商品提供会社へ直接支払うものとします。
2. 支払い方法は、前項に定める請求元である商品提供会社または代金決済会社の規定する方法によるものとします。
3. 運営会社は、契約者の利用できる商品代金等の支払方法を隨時変更・追加することができ、本ウェブサイト、電子カタログまたは配布用カタログに取引条件等として掲載することにより契約者に対し事前に告知するものとします。

#### 第19条 商品発注後の変更・撤回

商品発注後の発注数量の変更、発注の撤回は、発注当日の指定締め時間までできるものとします。

## 第 20 条 商品の返品または交換の取扱い

1. 商品に瑕疵がある場合、受注または配送の誤りのために発注した商品と異なる商品が届いた場合、その他商品提供会社が別途認める場合に限り、運営会社が別途指定する方法および手順に基づき、商品を返品または交換することができるものとします。
2. 前項にもかかわらず、下記の場合は返品または交換として対応できないものとします。
  - ①商品配送完了後 3 日以上経過した場合
  - ②使用済みおよび開封済みの商品
3. 返品または交換の単位は、発注単位と同一と致します。
4. 返品または交換の受付は、運営会社にて行います。

## 第 21 条 利用限度額

1. 契約者が商品を購入することのできる 1 カ月間の商品代金等（消費税を除きます。）の合計限度額（以下「ご利用限度額」といいます。）は、契約者登録時に、代金決済会社が商品提供会社と合意の上定める基準に基づき設定するものとします。ただし、入会申込以前からすでに契約者が保有しているクレジットカードを利用する場合は、当該クレジットカードを発行する会社との合意内容に従うものとします。
2. 契約者からの発注が行われた時点で、当該発注分までの 1 ヶ月間の未払いの商品代金等（消費税を除きます。）の合計額がご利用限度額を超過した場合、当該ご発注はお受けできません。ご利用限度額は代金決済会社が商品提供会社と合意の上定める基準に基づき 1 カ年に 1 度見なおすことができるものとします。

## 第 22 条 商品に関する限定的責任等

1. 商品提供会社は、本サービスにおいて提供される商品に瑕疵がないことを保証しますが、当該商品の目的適合性、有用性、他の商品との適合性その他のいかなる保証も行いません。但し、この保証に基づく商品提供会社の責任は、第 20 条に基づく商品の返品または交換に限るものとさせていただきます。
2. 商品提供会社は、法律上の請求原因の如何を問わず、いかなる場合においても本サービスの利用および本サービスにおいて掲載される商品に関する直接的、間接的、結果的、付随的もしくは特別な損害またはその他の損害、損失、不利益に関して、第 20 条に定める義務および製造物責任法上商品提供会社に課される責任を除き、いかなる責任も負わないものとします。

3. 運営会社は、本サービスにおいて提供される商品の品質、目的適合性、有用性、他の商品等との適合性その他のいかなる保証も行なわず、商品に関する直接的、間接的、結果的、付随的もしくは特別な損害またはその他の損害、損失、不利益に関して、一切の責任を負いません。

#### 第4章 サービス等の利用

##### 第23条 サービス等の利用

の利用契約者は、本規約に基づき、本サービスを利用して、飲食業関連または食関連の情報検索、情報提供等のサービスを受けることができます。

##### 第24条 サービス等の利用方法

契約者がサービスを利用される際は、内容の信頼性、正確性、完全性、有用性、適時性等についてご自身で判断され、ご自身の責任とリスク負担のもとで行なうものとし、運営会社およびサービス提供会社はこれらにつき一切保証しません。

##### 第25条 サービスの提供

本サービスを通じて利用することができるサービスの具体的な内容等については、本ウェブサイト、電子カタログまたは配布用カタログに掲載される方法、その他の方法により、取引条件等の他、契約者とサービス提供会社との間で別途契約を交わすことにより定めるものとします。

##### 第26条 サービス料金等のお支払い

1. 契約者は、サービス料金等を、当該サービスを提供するサービス提供会社からの請求に基づき、サービス提供会社へ直接支払うものとします。運営会社がサービス提供会社としてサービスを提供する場合、契約者は、サービス料金等を運営会社に支払うものとします。
2. サービス料金等の支払いは、運営会社が指定する銀行口座への振込みその他運営会社が別途定める方法によるものとします。

##### 第27条 サービス等に関する免責

運営会社およびサービス提供会社は、取引条件等その他契約者とサービス提供会社との間で別途締結される契約に明示的に定められたものを除き、契約者がサービスを利用し、または、サービスの内容の信頼性、正確性、完全性、有用性、適時性等に依拠して行つたいかなる行為の結果、あるいは契約者の被る可能性のある直接的、間接的、付隨的もしくは特別な損害またはその他の損害についても一切責任を負わないものとします。

#### 第5章 本サービスの運用

##### 第28条 情報の管理

運営会社および提携会社は、契約者が発信したコメントその他の情報について、次の各号のひとつにでも該当する場合には、契約者に断りなくこれを削除することができるものとします。

- 当該情報が運営会社または提携会社もしくは第三者の著作権その他の権利を明らかに侵害し、または運営会社および提携会社もしくは第三者の名誉もしくは信用を明らかに毀損していると認められた場合
- 当該情報が第三者の著作権その他の権利を侵害し、または第三者の名誉もしくは信用を毀損しているとの警告を、運営会社または提携会社が当該第三者から受取った場合
- 日本または適用ある外国の法令に明らかに違反していると認められた場合
- 官公庁から削除するよう命令を受けた場合

#### 第 29 条 リンクの扱い

- 運営会社は、契約者その他の第三者が、本ウェブサイトからリンクした他のウェブサイトやリソースおよび第三者がリンクを提供する他のウェブサイトやリソース（以下「リンクサイト」といいます。）の利用または使用の可能性について一切保証するものでなく、当該利用または使用の全部または一部が可能でない場合に何らの責任も負担しません。
- 運営会社は、リンクサイトに包含され、または当該サイトやリソース上で利用が可能となっているコンテンツ、広告、商品、サービスなどに起因または関連して、契約者その他の第三者に発生した一切の不利益および損害について、いかなる責任も負わないものとします。

#### 第 30 条 本ウェブサイトおよび電子カタログの保守

- 運営会社および提携会社は、本ウェブサイトおよび電子カタログの稼動状態を良好に保つために、以下各号の場合、契約者に事前に通知または催告を行うことなく、本サービスの全部または一部の提供を一時中断または中止することができるものとします。
  - 本サービスの提供のための機器装置、システムの定期保守および緊急保守の場合
  - 火災、天災、停電、第三者による妨害行為等不可抗力により、システムの運用または本サービスの提供が困難になった場合
  - その他、運営会社が、運用上もしくは技術上、システムの停止または本サービスの一時中断もしくは停止が必要であると判断し、または不測の事態によりの提供が困難と判断した場合
- 運営会社および提携会社は、前項に基づく本サービスの全部または一部の提供を一時中断または中止したことにより契約者が被った一切の損害について、いかなる責任も負わないものとします。

#### 第 31 条 免責事項

- 運営会社および提携会社は、契約者に無償で提供されている本サービスについて、明示、默示の如何を問わず、契約者の利用目的への適合性、内容の信頼性、正確性、完全性、有用性、適時性等如何なる保証も行わず、且つ、当該サービスをご利用になれなかつたことにより契約者その他の者に発生した一切の損害について、いかなる責任も負わないものとします。

2. 運営会社および提携会社は、法律上の請求原因に如何を問わず、いかなる場合においても、無償で適用されている本サービスの利用に関して生じたいかなる結果、あるいは契約者の被る可能性のある損害、損失、不利益等に関して一切責任を負わないものとします。
3. 運営会社および提携会社は、次の事由により契約者に生じた損害について、その責めを一切負わないものとします。
  - (1) 認識方法が予め運営会社に届け出られたものと一致することを運営会社が確認して行った取引により生じた損害
  - (2) 通信回線、インターネットサービス、通信機器、コンピュータ等のシステム機器等もしくはこれらを通じた情報伝達システムの障害もしくは瑕疵により、または、第三者による不正アクセス、情報の改竄、システム破壊、妨害等により生じた、本サービスにおける情報の消失、変質もしくは誤謬、または情報伝達の遅延、停止、中断、不能、誤作動等により生じた損害
  - (3) 第1種電気通信事業者の役務が提供されない場合
  - (4) 契約者からの注文が、運営会社または提携会社の重大な過失によらないシステム上の制限、誤謬または瑕疵などにより、発注されなかったか、または誤った発注となったことにより生じた損害
  - (5) 契約者が本規約の定めに従って取り扱わなかつたことによって生じた損害
  - (6) 本サービスを通じて提供する情報の誤謬、欠陥、省略または脱漏により生じた損害等につき、運営会社または提携会社の重大な過失に起因するものでないもの
  - (7) その事由の如何を問わず、認識方法、取引情報等が漏洩し、または不正に使用されたことにより生じた損害
  - (8) 公衆回線提供者、インターネットサービスプロバイダー、その他電気通信事業者、郵便機関または金融機関等の第三者による通信の誤謬、遅延等運営会社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害。
  - (9) 天災地変、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖、裁判所等公的機関の措置等、不可抗力と認められる事由により、商品またはサービスの提供が遅延し、または不能となった場合に生じた損害。
4. 契約者が、本サービスをご利用になることにより、運営会社および提携会社に損害等を与えた場合には、当該契約者は損害賠償責任を負うことがあります。また、契約者が、本サービスをご利用になることにより、他の契約者または第三者に対して損害等を与えた場合には、当該契約者は自己の責任と費用において解決し、運営会社および提携会社には一切の負担または迷惑を与えないものとします。

## 第32条 その他

1. 運営会社から契約者に対する意思表示ないし通知は、本規約に別段の定めがある場合を除き、契約者が届出事項等として予め運営会社に通知したアドレス宛の電子メール、本ウェブサイト上の一般掲示、カタログへの掲載、ファックスその他運営会社が適当と認める方法により送付されるものとします。
2. 前項の意思表示ないし通知が電子メールで行われる場合、運営会社は、契約者の加盟するサーバー宛に電子メールを発信し、当該メールが当該サーバーに到着したことをもって、契約者への意思表示が到達しましたは通知が完了したものとみなします。契約者は、エバービジョンの発信する本サービスの利用に関する電子メールを遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、契約者がその加盟するサーバーに配置された電子メールを画面上に開示し、内容を熟読して、確認することをいいます。
3. 第1項の意思表示ないし通知が本ウェブサイト上の掲示で行われる場合、運営会社は、当該意思表示ないし通知が本ウェブサイト上に掲示され、契約者が本ウェブサイトに接続すれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって、契約者への意思表示が到達しましたは通知が完了したものとみなします。
4. 第1項の意思表示ないし通知がファックスで行われる場合、運営会社は、当該意思表示ないし通知を契約者の登録済みのファックス番号宛の送信が完了したときに（なお、送信機において当該送信の完了が確認された場合、送信完了したものとみなします。）、契約者への意思表示が到達しましたは通知が完了したものとみなします。
5. 本サービスのご利用および本規約に関して、本規約または運営会社もしくは提携会社の指導により解決できない問題が生じた場合には、運営会社もしくは提携会社と契約者との間で双方誠意をもつて話し合い、これを解決するものとします。
6. 本サービスの利用および本規約に関して訴訟の必要が発生した場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします

付則：1. 仮登録を経て正式契約者となった場合の契約者登録の有効期限は正式契約者となった日から1年とします。

付則：2. この規約は2012年6月1日から全ての契約者に適用されます。

附則：3. この規約は2015年10月1日に改定いたしました。